

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

〔告示〕

- 名勝及び天然記念物の管理団体を指定する件(同三)
- 相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係

裁判所
会社その他

清算、会社更生、再生関係

- 天然記念物の管理団体を指定する件(同四)
- 保安林の指定を解除する件(農林水産四二)

- 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(国土交通七六)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件(同四一)

内閣 国家公安委員会 警察庁 法務

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

〔官庁事項〕

- 日本国に帰化を許可する件(同四二)
- 国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件(外務三一)
- 返納を命じた旅券を無効とする件(同三三)

庶野地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について
(農林水産省)

〔公 告〕

海事補佐人の登録(海難審判所)

〔通 運 通 運〕

- 学校給食実施基準の一部を改正する件(文部科学一〇)

- 夜間学校給食実施基準の一部を改正する件(同一一)

- 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準の一部を改正する件(同一一)

- 史跡の管理団体を指定する件(文化厅一)

- 名勝の管理団体を指定する件(同一)

官厅

〔諸事項〕

- 予防接種法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働六)
- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令(同二)
- 國等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令(同二)
- 予防接種法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働六)
- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令第一條第二号イからハまでに規定する厚生労働省令で定める割合を定める省令(同七)

本日公布された法令の「あらまし」は、
次のページに掲載されています。

第三条 この政令の施行の際に薬事法第十四条若しくは第十九条の一の承認又は同法第二十三条の二の認証を受けている医薬品又は医療機器の検定については、施行日から平成二十七年六月三十日までの間は、なお從前の例によりその申請をすることができる。ただし、当該医薬品又は医療機器の検定について、新令第五十八条の規定による申請をしたことがある場合は、この限りでない。

第四条 地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
 別表第一薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の項第一号中「第六十一条まで」を「第六十一条まで、第六十一条第一項」に改める。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年一月三十日

政令第二十号

内閣総理大臣 安倍晋三

内閣総理大臣 安倍晋三

総務大臣 新藤義孝
厚生労働大臣 田村憲久
農林水産大臣 林芳正
内閣総理大臣 安倍晋三

御名 御璽

内閣総理大臣 安倍晋三

平成二十五年一月三十日

政令第二十一号

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令等の一部を改正する政令

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

内閣は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十四条第一項第一号、国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十七条第三項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第十八号）附則第四十条及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号）附則第十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第一条 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条 第五十六条の三中「該当する者」の下に「(同条第五項本文の規定の適用を受ける者を除く。)」を加える。

第三条 第二十二条の四第三号中「限る」を「限り、同法附則第十二条の六の三第五項本文の規定の適用を受ける者を除く。」に改め、同条第六号中「該当する者」の下に「(同条第五項本文の規定の適用を受ける者を除く。)」を加え、同条第九号中「限る」を「限り、私立学校教職員共済法第二十五条に於いて準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の六の三第五項本文の規定の適用を受ける者を除く。」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第四条 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成六年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第五条 第二十二条の二第一項中「国民年金法」を「二以上の国民年金法」に、「受給権を二以上有しているものであるとき」を「受給資格期間を満たしている場合」に改め、同項第二号中「受給権を有する」を「受給資格期間を満たしている」に改める。（平成十一年度、平成十四年度及び平成十五年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第六条 平成十二年度、平成十四年度及び平成十五年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置に関する政令（平成十二年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第七条 第五条から第九条までを次のように改める。

（国民年金法附則第九条の二の二の規定が適用される間の老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置）

第八条 当分の間、国民年金法附則第九条の二の二の規定が適用される間における厚生年金保険法附則第十二条の四第一項の規定の適用については、同項中「による老齢基礎年金」とあるのは「による老齢基礎年金（同法附則第九条の二の二第三項の規定による老齢基礎年金を除く。次項及び附則第十二条の六第四項において同じ。）」とする。

厚生労働大臣 田村憲久
内閣総理大臣 安倍晋三